「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める
特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要（案）について

特定調達品目及びその判断の基準等については、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」において、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものと定められています。

その検討の参考とするため、物品及び役務については環境省及び経済産業省、公共工事については環境省、国土交通省及び経済産業省が共同で、特定調達品目に関する提案の募集を実施したところ、本年度は約80件のご提案をいただきました。これに昨年度までのご提案のうち継続的に検討することとした約70件のご提案を加え、合計約150件のご提案等を対象とし、「基本方針」に定める基本的考え方（注）に基づき、必要に応じて提案者又は関連の業界団体からのヒアリング等を実施しつつ、関係府省等が共同で、特定調達品目及びその判断の基準等の検討を行ってきました。また、各府省等との協議の結果、別添のとおり特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要（案）を取りまとめました。

○見直しを行う主な点

平成19年2月に閣議決定した「基本方針」から見直しを行う主な点は以下のとおりです。

分　　野	見　直　しの内　容
紙類	・　コピー用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙及び印刷用紙について、判断の基準を見直し（古紙パルプ配合率の見直し）
文具類	・　チョーク及びグラウンド用白線を品目として追加 ・　ダストブロワーについて、HFC の不使用を判断の基準として設定（引火の危険性の高い場合を除く。また、1 年間の経過措置を設定） ・　「植物を原料とするプラスチック」の記述を「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」に変更 ・　平成 19 年度に設定したプラスチック製文具 8 品目及び紙製文具 4 品目に係る 1 年間の経過措置の終了
オフィス家具等	・　「大部分の材料が金属類」の棚又は収納用什器に係る「単一素材分解可能率」を判断の基準として設定 ・　「大部分の材料が金属類」の棚又は収納用什器について、棚板の機能重量に係る 1 年間の経過措置の終了 ・　金属を除く主要材料がプラスチックの製品について、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの追加）

OA機器	・ コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ及びスキャナについて、平成 19 年度に設定した国際エネルギースタープログラム基準の改定に伴う 1 年間の経過措置の終了（リユースに配慮したコピー機等を除く） ・ コピー機等について、市場に供給されているものがない又は少ない区分のものを対象から除外 ・ 平成 19 年度に設定した一般行政事務用ノートパソコンの FDD の標準搭載に係る 1 年間の経過措置の終了 ・ 記録用メディアについて、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの追加） ・ 一次電池について、JIS 規格の改定に伴い判断の基準を見直し ・ トナーカートリッジ及びインクカートリッジについて、紙類の判断の基準の見直しに対応（紙類の判断の基準を満足する用紙への対応）。また、備考の記載内容の変更（トナー及びインクの化学安全性に係る基準）
家電製品	・ 省エネルギー法の多段階評価制度の対象となっている電気冷蔵庫等及びテレビジョン受信機について、判断の基準を見直し（現行の多段階評価基準の４つ星程度へ引上げ。ただし、19V 型以下の液晶テレビについては、経過措置有り。）※
エアコンディショナー等	・ 省エネルギー法の多段階評価制度の対象となっているエアコンディショナーについて、判断の基準を見直し（現行の多段階評価基準の４つ星程度へ引上げ）※ ・ ガスヒートポンプ式冷暖房機について、判断の基準を見直し（成績係数の強化）
温水器等	・ 品目名称を「電気給湯器」から「ヒートポンプ式電気給湯器」に変更 ・ 「ヒートポンプ式電気給湯器」の判断の基準を見直し（HFC の不使用を追加。ただし、業務用を除く。） ・ ガス調理機器のオーブン部について、判断の基準に追加
照明	・ LED 照明器具及び LED を光源とした内照式表示灯を品目として追加 ・ 蛍光灯照明器具の判断の基準に特定の化学物質の含有率基準値を超えないこと、及び含有情報の表示・公表等を追加 ・ G23 口金に対応する安定期内蔵コンパクト形蛍光ランプについては、Hf インバータ方式照明器具とみなす旨備考に記載
自動車等	・ バイオガソリン（E3、ETBE）の利用について備考に記載
インテリア・寝装寝具	・ ニードルパンチカーペットについて、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック繊維の追加） ・ マットレスについて、判断の基準を見直し（HFC の不使用を追加）
作業手袋	・ 作業手袋について、判断の基準を見直し（ポストコンシューマ材料からなる繊維の使用を追加）

その他繊維製品	・ 防球ネットについて、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック繊維の追加）
防災備蓄用品	・ 「防災備蓄用品」を新規の分野として追加 ・ ペットボトル飲料水、アルファ化米、乾パン、缶詰、レトルト食品、携帯電灯及び非常用携帯燃料を品目として追加 ・ 既特定調達品目である毛布、作業手袋、テント（集会用テント）、ブルーシート及び一次電池について、新たに防災備蓄用品として追加
公共工事	・ 再生材料を使用した型枠を品目として追加 ・ 鉄鋼スラグ関連 6 資材について、製造元及び販売元の把握に関する配慮事項を設定 ・ バーク堆肥について、判断の基準を見直し（樹皮の使用割合等を設定） ・ 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料について、判断の基準を見直し（下水汚泥の使用割合等を設定） ・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機について、判断の基準を見直し（成績係数の強化） ・ 断熱材に再生資源利用率に係る備考を追加
役務	・ 植栽管理及び害虫防除を品目として追加 ・ 旅客輸送を品目として追加 ・ 蛍光灯機能提供業務を品目として追加 ・ 庁舎管理のうち常駐管理形態以外、及び清掃について判断の基準を見直し ・ 自動車整備について、判断の基準を見直し（エンジン洗浄を追加） ・ 輸配送の配慮事項及び車両の点検・整備項目に係る別表を見直し ・ 食堂について、判断の基準を整理（修文） ・ 印刷に係る配慮事項を見直し（持続可能な森林経営を追加）

※ 現在、調整中のもの。

（注）「基本方針」に定める基本的考え方

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）

２. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状

況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。
また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し･追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。